

刑法からみた

企業法務

第1回 社会環境の変化と会社不祥事

大阪大学大学院高等司法研究科
教授 佐久間 修

連載の開始にあたって

法令遵守と危機管理

企業法務における犯罪リスクは、かつてコーポレートガバナンス（企業統治）の中で議論された。最近では、コンプライアンス・プログラム（法令遵守）の問題となっている。しかし、ビジネスの最前線にいる人々に「(刑罰) 法令を守れ」というだけでは、現在の厳しい環境の中で「足かせ」となりかねない。また、「明らかな法令違反がなければよい」と考えて、目先の利益を追求するとき、いつかは刑罰法令に抵触することになる。

コンプライアンスの意義

そもそも、「コンプライアンス」とは、法令に根ざした経営姿勢が、企業イメージや会社の認知度を上昇させるなど、企業に長期的な利益をもたらすものである。また、個々の従業員がみずからの社会的使命を自覚することで、「法令遵守」のモチベーションが高まるという側面もある。同様なことは、いわゆる「企業倫理」にも妥当するであろう。企業倫理は、抽象的な経営理念や個人の道德観と混同された時代もあるが、先進諸国では、むしろ、企業価値を高める実践的なものとされてきた。

本連載の目的

現在、コンプライアンス・プログラムを論じた文献は、枚挙に暇がない。しかし、単なるノウハウの伝授や抽象的な経営理念だけでは、昨今の刑事規制に向けた危機管理とならない。過去の判例実務や立法動向をめぐる基礎知識なしには、適切なコンプライアンス体制を構築できないからである。本連載は、「刑法からみた会社法務」と題して、具体的な事件を素材としながら、現行刑罰法規による処罰の限界（およびグレーゾーン）を検討する。この連載が「単に法令を遵守する」だけでなく、近未来のコンプライアンスを目指す会社法務の一助になれば幸いである。

1 コンプライアンス意識の高まり

(1) 規制緩和社会と経営者の刑事責任

いわゆる規制緩和社会では、刑法による事後規制の範囲が拡大した。行政処分や損害賠償請求によっても企業価値は低下するが、処罰の対象になったとき（法人犯罪を含む）、多大のダメージをこうむる。しかも、経営トップが犯行に加担して有罪判決を受けた場合には、致命的な痛手になりかねない。

たとえ直接には違法行為に加担しなくても、法人の意思決定があった以上、当時の役職者には何らかの法的責任が生じる。経営者の刑事責任は、不作為によっても生じるからである。かようにして、事後規制型社会に転換したいま、会社関係者には、さらなるコンプライアンス意識の向上が求められる。

(2) 「致命傷」になった会社不祥事

企業の違法行為が認知された時点で、ただちに警察や検察の捜査・摘発が始まる。その結果として、当該法人や企業グループが崩壊する事例も少なくない。いわゆる会社不祥事が刑事事件に発展するとき、初期の対応を誤って「キズを広げた」老舗企業もある。当初の「かすりキズ」が「致命傷」になるのを避けるためにも、コンプライアンス体制を整備して危機管理を徹底しなければならない。

その意味では、内部告発や行政処分も、いずれは刑事裁判に発展する予兆として、重要な手がかりとなる。近年の著名事件では、食品の偽装表示（雪印食品事件）から始まり、メーカーのリコール隠し（三菱自動車事件）など、内部告発や事故情報の取扱いに失敗した多数の事例が思い浮かぶ。東芝クレーマー事件のように、顧客からの苦情処理を誤って騒ぎを大きくした例もあった。いずれの企業も、相当な被害が生じる結果となったのである。

2 刑事規制の変遷と企業の法的責任

(1) 最終手段としての刑法

刑法（刑事法）は、「最後の法的手段」であり、現行法令の中でも、最も厳しい制裁を用意している。しかも、捜査・訴追機関が会社関係者を「犯罪者」として摘発するとき、一般社会からも厳しく指弾される。その点で、法人のみならず、自然人である経営者自身も、一市民として処罰の対象となる。

他方、合法的な事業活動と違法行為の間には「グレーゾーン」が存在する。また、将来の法改正も考えるならば、およそ犯罪と無縁の人間は存在しないであろう。かりに現行法上は適法であっても、国民世論や経営環境の変化に応じて、新たな罰則が作られる場合も多いからである。さらに、国民の処罰感情は、各時代の社会状況で変転する一方、法令の解釈に反映されることも多い。

例えば、2003（平成15）年には、営業秘密が刑法上保護されるようになった（不正競争防止法21条1項）。この「営業秘密侵害罪」は、日本企業の保有する無形的資産を外国に売り渡したり、ハッキングなどにより、外部から不正に探知する事件の増加をうけて、産業界の声が反映されたものである。その後も、逐次の法改正を経た現在、会社関係者の漏えいも広く処罰されるようになった（営業秘密の侵害については、機会を改めて解説する予定である）。

(2) グレーゾーンと国際的潮流

会社法務を論じた実用書の多くは、現行法令を前提としたコンプライアンスであり、中長期的な展望を与えるものでない。むしろ、近未来の経営環境にあっても、予想外のトラブルを回避できるよう、最近の立法動向を踏まえた「経営刑事法」の基礎知識が必要とな

る。なるほど、刑事規制を不用意に強化したり、罰則の適用範囲を拡大することは、国民の経済活動を萎縮させるおそれがある。しかし、法の間隙（スキマ）を衝こうとする悪質事業者はともかく、健全な企業・会社であれば、あえてグレーゾーンに踏み込む必要はないであろう。

また、国際的潮流が罰則の制定につながった例として、1998（平成10）年の「外国公務員等に対する不正利益供与罪」がある（不正競争防止法18条、21条2項6号）。同法の改正は、OECDの「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の締結にともなうものであるが、当初は、アメリカ合衆国が自国企業の不利益を解消するため、「海外腐敗行為防止法（1977年制定）」と同じ法規制をOECDに働きかけたことに由来する。まさしく諸外国の利害対立を反映した刑事立法であり、国内法でも、業界の意向に配慮した法改正が多くなった。

3 具体例を素材とした予防策

(1) 法令の改廃とコンプライアンス

企業経営者は、現場で生じる短期的な紛争

だけでなく、中長期的な展望にもとづくコンプライアンスを考えねばならない。現代社会では、法令の改廃にも対応した危機管理が必要となるからである。会社の顧問弁護士や法務担当者はもちろん、企業社会の一員であるビジネスマンも、各種の事業活動にともなう犯罪リスクを知っておかねばならない。有能な法務担当者であれば、過去の不祥事や判例実務だけでなく、国民の処罰感情や諸外国の利害を反映した立法動向にも留意するであろう。

(2) 叙述の方法と判例の意義

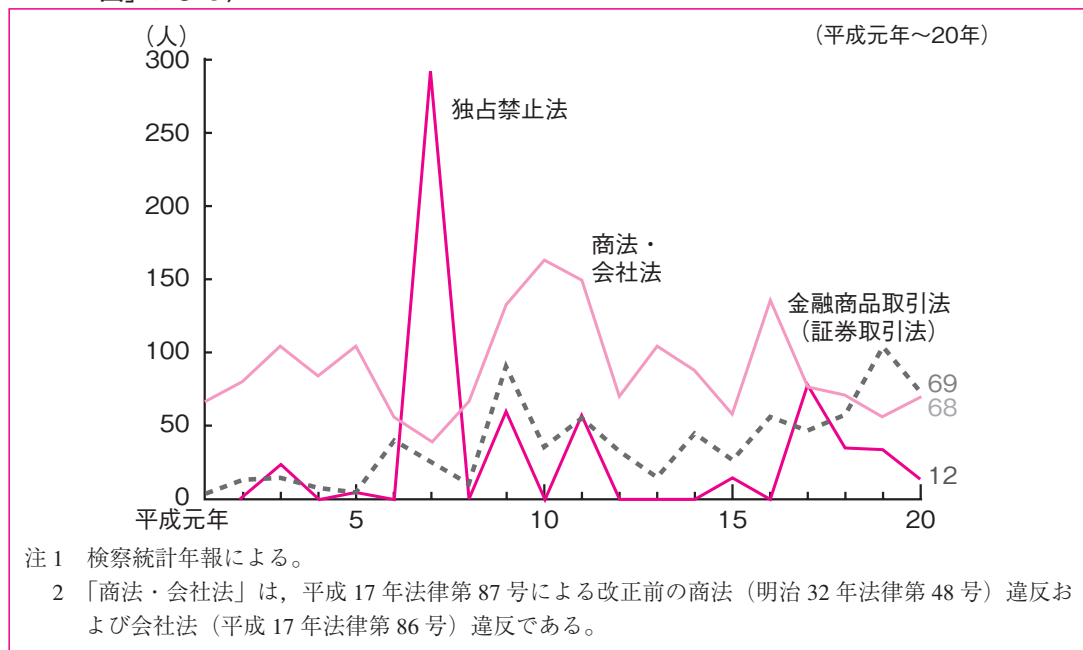
従来の研究書では、法分野ごとに抽象的な保護法益を論じることが多かった。しかし、実際のコンプライアンスを知るためには、具体的事例を素材として、関連する罰則の概要を説明する方法が望ましい。また、現行法令の全体像や最近の立法動向を示すことで、今後の刑事規制についても鳥瞰できるであろう。

以下の解説では、適宜、重要判例を織り込みつつ、法解釈上の論点を紹介することで、刑法からみた企業犯罪の現状と対応策を示した。

【図表1】 刑法定典の現代用語化から最近までの法改正

1995（平成7）年	刑法定典の現代用語化。
2001（平成13）年	「支払用カード電磁的記録に関する罪」の新設（163条の2～163条の5）、危険運転致死傷罪（208条の2）の新設。
2003（平成15）年	国外犯処罰規定の整備・拡充（3条の2）。
2004（平成16）年	懲役刑および禁錮刑の上限の引上げ（15年以下→20年以下、12条・13条）。重大犯罪や性犯罪における法定刑の加重（176条・177条・199条・204条・205条など）。
2005（平成17）年	逮捕監禁罪・略取誘拐罪における法定刑の加重（220条・224条以下）、人身売買罪の拡大（226条の2第1項～第3項）。
2006（平成18）年	公務執行妨害罪・窃盗罪における罰金刑の新設（95条・235条）。
2007（平成19）年	自動車運転過失致死傷罪の新設（211条2項）。

【図表2】 商法・会社法違反等検察庁新規受理人員の推移（平成21年版・犯罪白書30頁「1-3-2-4 図」による）



4 企業犯罪の分類について

(1) 業務執行と各種取引にともなう犯罪

会社法務（または企業法務）にかかわる罰則は、まず、(a) 業務内容や取引の種類ごとに、当該事件に適用される罪名に応じて区分できる。例えば、以下のものなどがある。

- ① 会社の業務執行をめぐる犯罪として、刑法典（横領罪、背任罪）や会社法上の罰則（特別背任罪、違法配当罪、利益供与罪など）
- ② 有価証券取引をめぐる犯罪として、金融商品取引法上の罰則（相場操縦罪、インサイダー取引、損失補てんなど）

- ③ 知的財産に関する犯罪として、著作権法、特許法、意匠法、不正競争防止法の違反

これに対して、(b) 犯行の場面に着目するならば、以下に分けられる。

- ① 会社設立に関する犯罪（見せ金や預合いなど）
- ② 事業活動一般に関する犯罪（特定商取引法や各種の業法違反など）
- ③ 資金調達に関する犯罪（粉飾決算や自己株式取得など）
- ④ 企業統合に関する犯罪（独占禁止法違反など）

(2) 犯行の主体と法令の違い

つぎに、(c) 犯行の主体ごとに区分するならば、以下の分類もみられる。

- ① 経営者の刑事責任（社外取締役も含む）
- ② 監査役・検査役の刑事責任
- ③ 従業員の刑事責任（派遣社員なども含む）
- ④ 債務者の刑事責任（強制執行妨害罪、破産犯罪など）
- ⑤ 第三者の刑事責任（企業対象暴力、産業スパイなど）

本連載では、便宜上、(a) にいう法令ごとの区分と併せて、(b) の場面ごとの分類を併用している。ただし、一般企業にかかわる罰則を中心とするため、銀行法や貸金業法などのように、いわゆる業法については、割愛したことをお断りしておく。

5 犯罪の分類と各項目の構成

(1) 会社経営にかかわる犯罪

まず、会社法には、内部者による特別背任罪（同法960条・961条）や贈収賄罪（同法967条以下）がある。金融商品取引法には、インサイダー取引（同法166条・167条・197条の2第13号）や損失補てん罪（同法39条・198条の3・200条14号）など、多岐にわたる処罰規定が存在する。

また、会社関係者による犯罪として、出資金の払込み等をめぐって虚偽の申述や事実の隠ぺい、営業目的外の投機取引（会社法963条）、虚偽文書行使等罪（会社法964条）、仮装払込や預合いの罪（会社法965条）などのディ

スクロージャーにかかわる罰則もみられる。

つぎに、監督官庁や社外の第三者に向けた犯罪として、金融商品取引法上の有価証券虚偽報告書作成罪（同法197条以下）のほか、不正競争防止法や著作権法の中にも、若干の処罰規定がある。

以下の記述では、まず、組織運営にかかわる会社法上の罰則を紹介した上で、各種取引法上の犯罪として、金融商品取引法（旧証券取引法）や不正競争防止法の罰則をみてゆこう。特に会社法では、特別背任罪と会社財産を危うくする罪、預合い罪・応預合罪のほか、取締役または株主等の贈収賄罪、利益供与・同要求罪などを取り挙げたい。

(2) 各種の刑罰法令と重要判例の分析

なお、破産犯罪（倒産犯罪）や悪質商法のように、社外の債権者や消費者を対象とした場合のほか、会社（の役職員）が外部から攻撃を受けた場合の対処法も、コンプライアンスの問題として考えておかねばならない。本連載の後半では、重要な営業秘密を探知・不正利用をする行為のほか、被害会社の信用毀損や経営者の名誉毀損、さらには、企業対象暴力や権利行使に籍口した恐喝についても、言及することにした。いずれの問題でも、単に刑罰法規の概要を示すだけでなく、重要な裁判例から法的な争点を抽出するように心がけた。

また、各事件の背景となった社会状況や法制度の変遷に言及することで、現場の刑事規制に合致したコンプライアンスを論じる。その際、形式的な犯罪成立要件を解説するだけでなく、法律上の争点に絞って、各事案の特徴を説明するようにした。

具体的には、①刑罰法令の概要を示すとともに、②著名事件を紹介した後、③法律上の争点に対する裁判所の判断や、④解釈論からみた処罰権の限界を論じることで、法律の専

【図表3】 地方・家庭裁判所の終局処理人員（平成21年版・犯罪白書51頁「2-3-1-3表」による）

罪 名	総数 (A)	有罪							無罪 (D)	無罪 率 D/A (%)	その他
		死刑	懲役・禁錮					罰金・ 科料			
			無期	有期 (B)	うち執 行猶予 (C)	執行 猶予 率 C/B (%)	うち保 護観察 付				
総 数	66,919	5	63	65,616	38,924	59.3	2,954	1,027	72	0.1	136
地方裁判所	66,586	5	63	65,350	38,748	59.3	2,945	960	72	0.1	136
刑法犯	39,803	5	61	39,171	21,730	55.5	2,148	418	65	0.2	83
特 別 法 犯	26,783	—	2	26,179	17,018	65.0	797	542	7	0.0	53
公職選挙法	16	—	—	8	7	87.5	—	7	1	6.3	—
銃刀法	311	—	—	283	96	33.9	17	28	—	—	—
覚せい剤取締法	10,205	—	2	10,194	4,304	42.2	383	—	1	0.0	8
大麻取締法	1,318	—	—	1,316	1,128	85.7	44	—	1	0.1	1
麻薬取締法	379	—	—	378	298	78.8	7	1	—	—	—
麻薬特例法	106	—	—	105	5	4.8	1	—	—	—	1
廃棄物処理法	427	—	—	336	299	89.0	5	85	—	—	6
税 法 等	316	—	—	216	190	88.0	1	97	—	—	3
出 資 法	318	—	—	313	278	88.8	3	4	—	—	1
入管法	1,944	—	—	1,934	1,772	91.6	3	10	—	—	—
道交違反	8,645	—	—	8,455	6,779	80.2	203	159	—	—	31
そ の 他	2,798	—	—	2,641	1,862	70.5	130	151	4	0.1	2
家庭裁判所	333	—	—	266	176	66.2	9	67	—	—	—

（平成 20 年）

注1 司法統計年報および最高裁判所事務総局の資料による。

2 「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違いおよび正式裁判請求の取下げである。

3 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、酒税法、消費税法および関税法に規定する罪をいう。

門家以外にも分かりやすく記述している。⑤最後には、刑法からみた会社法務のあり方をめぐって、若干の提言を試みた。

6 裏切り行為と不公正な競争

(1) 会社法上の犯罪

会社犯罪の典型である特別背任罪は、①犯行の主体、②任務違背の範囲、③財産上の損害が成立要件とされるが、多くの事例では、④「図利加害目的」が争点となる。その意味

で、上述した①から③の客観的要素を充足した場合にも、行為者の主観面により犯罪の成否が左右される。また、会社財産危殆化罪や利益供与罪でも、会社の所有者（株主など）を「裏切る」行為として、やはり、犯人の意図や目的が問題となる。そのほか、私企業の活動であるにもかかわらず、会社役員の贈収賄罪が処罰されるのは、企業の社会的地位とその公共性が処罰根拠となっている。

(2) 金融商品取引法上の犯罪

つぎに、金融商品取引法という相場操縦やインサイダー取引にあっては、公正な市場や競争ルールが保護の対象となる。不当（虚偽）表示や営業秘密の侵害を処罰する不正競争防止法も、健全な競争秩序の維持が立法目的である。過去、インサイダー取引の成立範囲をめぐることは、一般投資家の知れない「内部情報」をめぐることで、いくつかの重要判例が出ており、損失補てんにあっても、その約束や申込みを「不当な取引誘引」と位置付けた判例がある。そこでは、証券会社の健全な経営と公正な証券市場という公共的側面が重視されている。したがって、これらの罪は、不公正取引を国民一般に対する「裏切り」とみたものといえよう。

7 有罪判決と無罪判決の違い

(1) わが国の取締状況

2008（平成20）年、一般刑法犯（刑法典上の犯罪）の認知件数は、約250万件であったが、同年の検挙件数は約130万件であった。最近の検挙率は50%前後まで低下しており、近年になって一層悪化した。いわゆる経済犯罪の検挙率は、それほど高いわけではなく、各犯罪の起訴率についても、商法・会社法違反（3%～37%）、金融商品取引法違反（65%～83%）、独占禁止法違反（92%～100%）となっている。それぞれの罪種によって、かなりの隔たりがみられるとともに、各年度ごとに相当な落差がある（いずれも、平成21年版・犯罪白書による）。

(2) 有罪率からみた判例の意義

こうした起訴率の差異は、確実な証拠がある場合に限って訴追する検察実務と無縁ではない（起訴独占主義・起訴便宜主義）。しか

し、いったん起訴された場合には、有罪率が極めて高くなる。前頁のデータによれば、平成20年における処理人員総数（A）66,919名の中で、無罪となった者は72名（D）であり、無罪率は0.1%（D/A）である。また、「平成20年・司法統計年報2刑事編」の44頁によれば、通常第一審事件の終局処理人員（全地方裁判所）67,644名中、有罪判決を受けた者は66,378名であり、その有罪率は98%である。

すなわち、ほぼ有罪となる事件に絞り込む結果として、実際に起訴された場合、ほとんどが有罪判決を受けるわけである。なるほど、手続法上は、違法収集証拠の排除や「疑わしきは被告人の利益に」の原則があるとはいえ、過去の裁判例で無罪となったものは、ごく少ない。こうした実状をみると、わずかな無罪判決と対比して、適法行為と違法行為の限界を明示するのは、極めて難しいといえよう。

（次回予告、会社法上の犯罪（1）—— 経済犯罪の概念）

佐久間 修（さくま おさむ）

名古屋大学大学院法学研究科博士課程（前期）修了。現在、大阪大学大学院高等司法研究科教授。主要著作として、『刑法における無形的財産の保護』（成文堂、1991）、『最先端法領域の刑事規制』（立花書房、2003）、『刑法各論』（成文堂、2006）、『実践講座・刑法各論』（立花書房、2007）、『刑法総論』（成文堂、2009）、『刑法基本講義総論・各論』（共著、有斐閣、2009）など多数。